

生駒市規則第 1 2 号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織規則 (平成 6 年 7 月生駒市規則第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「文書法制係」を「法制係」に、「徴収係 滞納整理係」を「徴収係」に、「人権施策係 人権教育係」を「人権施策係」に、「管理係 事業係」を「事業係」に、「高齡施策課 庶務年金係 高齡対策係 地域包括ケア推進室 予防推進係 包括ケア推進係」を「高齡施策課 庶務年金係 高齡対策係」に、「保護課 庶務係 保護係」を「保護課 庶務係 保護係」に、「保健予防係」を「母子保健予防係」に、「病院事業推進課 病院事業推進係」を「地域医療課 地域医療連携係 病院事業推進係」に、「調整係 計画係」を「計画係」に、「学研推進室 学研推進係」を「学研推進室 学研推進係 住宅政策室 住宅政策係」に改める。

第 6 条広報広聴係の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同項第 3 号中「広報いこま、市勢要覧その他広報刊行物」を「市広報紙等」に改め、同号を同項第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) ホームページの運用管理に関すること。

第 6 条広報広聴係の項第 5 号中「広報活動」を「広聴活動」に改め、同項に

次の1号を加える。

(7) 部の庶務に関すること。

第7条人材育成系の項第11号中「部及び」を削る。

第8条総務系の項中第10号を第14号とし、第9号の次に次の4号を加える。

(10) 文書の收受、発送及び保存の統括に関すること。

(11) 文書管理の改善に関すること。

(12) 公印の管理に関すること。

(13) 浄書に関すること。

第8条文書法制系の項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第10号までを5号ずつ繰り上げ、第11号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 文書の作成指導に関すること。

(7) 議会の招集及び議案の調整に関すること。

第8条文書法制系の項第12号を同項第9号とし、同項を同条法制系の項とする。

第9条の4情報化推進系の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第10条の4商業観光系の項に次の1号を加える。

(8) テレワーク&インキュベーションセンターの管理及び運営に関すること。

第14条徴収系の項に次の2号を加え、同条滞納整理系の項を削る。

(5) 財産の交付要求に関すること。

(6) 市税の未収金の滞納整理及び滞納処分に関すること。

第15条人権施策系の項第11号を次のように改める。

(11) 人権教育事業の企画及び調整に関すること。

第15条人権施策係の項に次の3号を加え、同条人権教育係の項を削る。

- (12) 人権教育の指導に関する事。
- (13) 生駒市人権教育推進協議会との連絡調整に関する事。
- (14) その他人権教育に関する事。

第18条管理係の項を削り、同条事業係の項中第11号を第16号とし、第1号から第10号までを5号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

- (1) 一般廃棄物事業の総合計画に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理施設の整備計画の企画及び策定に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関する事。
- (4) ごみ減量化の促進に関する事。
- (5) 清掃リレーセンターの調整に関する事。

第18条事業係の項に次の1号を加える。

- (17) 課の庶務に関する事。

第20条の2を削る。

第22条の次に次の1条を加える。

第22条の2 地域包括ケア推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

予防推進係

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業に関する事。
- (2) 自立支援型地域ケア会議に関する事。
- (3) 事業対象者被保険者証の交付に関する事。
- (4) 介護予防・生活支援サービス事業の請求及び審査に関する事。
- (5) 介護予防・生活支援サービス提供事業者の指定に関する事。
- (6) 介護予防ケアマネジメントに関する事。

包括ケア推進係

- (1) 在宅医療と介護の連携に関する事。
- (2) 認知症施策に関する事。
- (3) 生活支援体制整備に関する事。
- (4) 地域ケア会議に関する事。
- (5) 高齢者虐待や支援困難ケースに関する事。
- (6) 地域包括支援センターの総括及び総合調整に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

第27条管理系の項第6号を次のように改める。

- (6) 一般財団法人生駒メディカルセンターとの連絡調整に関する事。

第27条管理系の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条保健予防系の項を同条母子保健予防系の項とする。

第28条を次のように改める。

第28条 地域医療課が分掌する事務は、次のとおりとする。

地域医療連携係

- (1) 地域医療連携に関する事。
- (2) 在宅医療と介護の連携に関する事（他課の所管に係るものを除く。）
- (3) 医療関係団体に関する事。

病院事業推進係

- (1) 市立病院の管理及び運営に関する事。
- (2) 病院事業推進委員会に関する事。
- (3) 市立病院管理運営協議会に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

第36条調整系の項を削り、同条計画系の項中第7号を第13号とし、第1

号から第 6 号までを 6 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号から第 6 号までとして次の 6 号を加える。

- (1) 都市計画審議会に関すること。
- (2) 国土利用計画法による副申及び具申に関すること。
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に関すること。
- (4) 都市計画図の作成及び販売に関すること。
- (5) 奈良生駒高速鉄道株式会社との連絡調整に関すること。
- (6) リニア中央新幹線に係る調査及び研究に関すること。

第 36 条計画系の項に次の 1 号を加える。

- (14) 部及び課の庶務に関すること。

第 36 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 36 条の 3 都市計画課住宅政策室が分掌する事務は、次のとおりとする。

住宅政策係

- (1) 住宅政策に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (2) 空き家施策に関すること。

第 37 条建築指導系の項第 12 号を削り、同項第 13 号中「特定空家」を「老朽危険家屋」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項第 14 号を同項第 13 号とし、同条建築審査系の項第 9 号中「空き家バンク及び」を削り、同条開発指導系の項第 7 号を削る。

第 44 条の次に次の 1 条を加える。

（専門官）

第 44 条の 2 必要に応じ、部に専門官を置くことができる。

2 専門官は、上司の命を受け、その属する部の特定の事項を処理する。

第 46 条の見出し中「又は指導主事」を削り、同条第 1 項中「又は指導主事

(こども課の指導主事に限る。以下同じ。)」を削り、同条第3項を削る。

第46条の2を削る。

第47条の見出し中「、副所長」を削り、同条第1項中「市民活動推進センター、清掃リレーセンター、高山竹林園、人権文化センター、男女共同参画プラザ、消費生活センター、花のまちづくりセンター及び竜田川浄化センター」を「消費生活センター、市民活動推進センター、高山竹林園、人権文化センター、男女共同参画プラザ、清掃リレーセンター、花のまちづくりセンター及び竜田川浄化センター(以下「消費生活センター等」という。)」に改め、同条第2項中「、主幹及び課内室長」を「及び主幹」に改める。

第47条の次に次の1条を加える。

(課内室長)

第47条の2 課の室に室長(以下「課内室長」という。)を置くことができる。

2 課内室長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第48条第3項中「市民活動推進センター、清掃リレーセンター、高山竹林園、人権文化センター、男女共同参画プラザ、消費生活センター、花のまちづくりセンター又は竜田川浄化センター(以下「市民活動推進センター等」という。)」を「消費生活センター等」に改める。

第49条第1項中「市民活動推進センター等」を「消費生活センター等」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に改め、「、指導主事」を削り、「副所長又は館長」を「館長又は課内室長」に改める。

(生駒市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 生駒市庁舎管理規則(昭和56年10月生駒市規則第11号)の一部を

次のように改正する。

別表第1中「都市計画課長 人事課長」を「都市計画課長 広報広聴課長」に改める。

(生駒市公印規則の一部改正)

第3条 生駒市公印規則(平成9年3月生駒市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表の一般公印の表の5の項中「市民活動推進課長」を「広報広聴課長」に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第4条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「課内室長、課長補佐」を「課長補佐、課内室長、消費生活センター所長」に改め、「、清掃リレーセンター所長」を削り、「消費生活センター所長」を「清掃リレーセンター所長」に改める。

別表第1中

「高齡施策課地域包括ケア推進室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管		
障がい福祉課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管		
保護課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管		

「障がい福祉課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管		
保護課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管		
地域包括ケア推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管		

「病院事業推進課長」を「地域医療課長」に、

「都市計画課学研推進室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管		

「 都市計画課学研 推進室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	
都市計画課住宅 政策室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	

改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。